

神戸市療育手帳制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、昭和48年9月27日厚生省児発第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に基づき、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行なうとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、療育手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 療育手帳（以下「手帳」という。）は、神戸市内に住所を有するもので、神戸市児童相談所、又は神戸市障害者更生相談所（以下「判定機関」という。）において、知的障害と判定された児（者）（以下「知的障害者」という。）に交付するものとする。

2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）又は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により、本市の介護給付費等の支給等により市外の入所施設に入所している知的障害者については、前項の規定にかかわらず、本市の区域内に住所を有するものとみなし、交付対象者とする。

(実施主体)

第3条 この制度は、市長が、関係機関の協力を得て、実施する。

(手帳の申請)

第4条 手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者（親権を行なう者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に保護している者を言う。以下同じ）は、療育手帳交付申請書（以下「申請書」という。）を、その居住地を管轄する福祉事務所長を経由して、市長に申請する。

2 児童福祉法の規定に基づく知的障害児施設、重症心身障害児施設又は知的障害者福祉法に基づく知的障害者支援施設に入所している知的障害者については、前項の規定にかかわらず、当該施設の長が申請することができる。

3 申請書を受理した福祉事務所長は、18歳未満の者については、申請書を神戸市児童相談所長に送付し、18歳以上の者については、神戸市障害者更生相談所長に（以下「更生相談所長」という。）送付する。

(判定及び障害の程度)

第5条 判定機関の長は、交付対象者について判定を行い、判定結果を療育手帳交付判定書に記入する。

2 神戸市児童相談所は、療育手帳交付判定書を更生相談所長に送付する。

3 判定機関又は市外の児童相談所及び知的障害者更生相談所において既に判定が行なわれているときは、当該判定の結果に基づき、判定書に必要事項を記入して差し支えないものとする。

4 障害の程度（総合判定）は、重度、中度及び軽度に区分するものとし、重度の場合は、A、中度の場合は、B(1)、軽度の場合は、B(2)と表示する。

5 前項の障害程度は、知的能力と社会生活能力等からの総合判断とし、判定機関の判定によるものとする。知的能力については、概ね、重度をIQ35以下、中度をIQ36からIQ50まで、軽度をIQ51からIQ75までとする。

(手帳の交付)

第6条 市長は、前条の規定により、判定機関の長が行なった判定結果に基づき手帳の可否を決定し、手帳を交付するときは、必要事項を記入した手帳を福祉事務所長を経由して、申請者に交付する。

(手帳の記載事項)

第7条 手帳には、次の事項を記載する。

- (1) 知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (2) 障害の程度(総合判定)の表示(重度A、中度B(1)、軽度B(2))
- (3) 知的障害者の保護者の氏名、住所及び知的障害者との続柄
- (4) 旅客運賃割引の種別(第1種、第2種)
- (5) 知的障害者福祉に関する事項

(交付後の障害の程度の確認)

第8条 手帳の交付を受けた者は、判定機関の長が定める「次の判定月日」に達したとき、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときに、療育手帳再判定申請書(以下「再判定申請書」という。)により、福祉事務所を経由して判定機関の判定を受けなければならない。

(記載事項の変更の届出)

第9条 手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、次の事由が生じたときは、療育手帳関係届により、福祉事務所長を経由して市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名を変更したとき
- (2) 住所を変更したとき
- (3) 保護者を必要としなくなったとき又は保護者を変更したとき

2 前項の療育手帳関係届を受理した福祉事務所長は、手帳の当該記載事項を変更するとともに、同届を更生相談所長に送付する。

3 前項の規定により、送付を受けた更生相談所長は、交付台帳の当該記載事項を変更しなければならない。

(手帳の再交付)

第10条 手帳の紛失又は破損により手帳の再交付を受けようとするときは、当該知的障害者又はその保護者は、療育手帳再交付申請書により、福祉事務所長を経由して、市長に申請する。

(手帳の返還)

第11条 手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、次の事由が生じたときは、療育手帳返還届に手帳を添えて、管轄の福祉事務所長を経由して、市長に返還しなければならない。

- (1) 知的障害者でなくなったとき
- (2) 当該知的障害者が死亡したとき
- (3) 当該知的障害者が市外に転出したとき
- (4) 手帳の再交付を受けた後、紛失した手帳を発見したとき

2 前項の療育手帳返還届を受理した福祉事務所長は、当該手帳に関する部分を交付台帳より抹消し、同届を更生相談所長に送付する。

3 前項の規定により、送付を受けた更生相談所長は、当該手帳に関する部分を交付台帳より抹消し

なければならない。

(準用規定)

第12条 第8条の規定による判定にかかる障害の程度の確認又は第10条の規定による手帳の再交付については、第4条第1項及び第7条を準用する。

(台帳等の作成)

第13条 更生相談所長は、次の事項を記載した手帳交付台帳を作成するものとする。

- (1) 交付番号及び交付年月日
- (2) 知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 障害の程度（総合判定）及び確認に関する事項
- (4) 保護者の氏名、住所及び続柄
- (5) 再交付の年月日及び理由

2 判定機関の長は、手帳に関する必要な事項を、児童記録票又は指導台帳に記録するものとする。

3 福祉事務所長は、療育手帳申請受付・交付簿を備えつけるものとする。

(福祉局長への委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、福祉局長が定める。

附則

この要綱は、昭和49年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。